第47号

秋の火災予防運動 10月15日～10月31日

《全国統一標語》

『「消したかな」あなたを守る　合言葉』

《留萌消防組合テーマ》

『火災から　生命を　守ろう』

午後８時サイレン吹鳴

秋の火災予防運動が実施されます

10月15日㈮から10月31日㈰までの間、**"「消したかな」あなたを守る合言葉"**を統一標語に秋の火災予防運動が実施されます。

これからの時期、火を扱うことが増えてきます。日頃から火の取扱いには十分注意しましょう。

留萌消防組合では火災予防運動期間中、火災防ぎょ訓練や住宅防火展など、さまざまな行事を通じて火災予防を推進してまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い致します。

命を守る切り札

住宅用火災警報器を設置しましょう

住宅火災により5年連続して、全国で1000人を超える方々が亡くなっています。

死者の多くは逃げ遅れが原因であることから住宅用火災警報器の設置が義務化されました。

新築の住宅では平成18年6月1日から設置が義務化されており、また平成18年5月31日以前に建築された住宅については平成23年5月31日までに設置することが義務づけられています。

住宅用火災警報器の設置こそが火災による死者を減らす「切り札」です。住民1人ひとりが安心して暮らせる街づくりのため、住宅用火災警報器を設置しましょう。

住宅用火災警報器による奏効事例！

○事例1

一人暮らしの男性が、夜食にラーメンを作ろうと鍋をコンロにかけ調理していたが、寝込んでしまい鍋が空焚き状態になり、発煙し住宅用火災警報器が作動。警報音に気付いた男性が火を止め火災に至らなかった。

○事例2

2階建て住宅の家人が、仏壇のロウソクに火をつけたまま屋外で作業していたところ、ロウソクが倒れ燃え移り、和室に設置されている住宅用火災警報器が作動。警報音に気付いた家人が水道水により消火し大事に至らなかった。

○事例3

オール電化住宅で母親と息子（1歳）が就寝中、寝室に設置してある住宅用火災警報器が作動。警報音に気付いた母親が目を覚ました。既に天井付近に煙が充満していたが、早期に避難したため大事に至らなかった。出火原因は配電盤からによるものである。

○事例4

一般住宅で居住者の女性が魚焼きグリルで調理中にテレビを見ていたところ、階段室に設置してある住宅用火災警報器が作動。警報音に気付いた女性が火を止め火災に至らなかった。

住宅用火災報知器を設置しましょう。

危ない！その消火器大丈夫？？

近年、古い消火器の破裂事故が多発しています。事故がおきている消火器は、中に小型の炭酸ガスボンベがあり、レバーを握るとボンベが開放され、消火器内にガスが充満しその圧力で消火薬剤を放射するものです。

そのため、古い消火器は本体の腐食、錆びなどによりボンベから出たガスの圧力に耐え切れず、消火器の底が抜けたり、上部の金具が破損したりして爆発をおこし、死亡事故もおきています。

事故をおこさない為に、自宅にある消火器について、次の点を確認してみましょう。

①本体に亀裂、へこみがないか。
②消火器の底が錆びていないか。
③製造されてから8年以上経過していないか。
④高温多湿の場所に置いていないか。

古い消火器は使わず、業者さんに引き取ってもらいましょう。

消火器の一体型リサイクルシステムができました！

消火器は一般ゴミ・粗大ゴミでは回収できません。また、今までのリサイクルシステムでは他社の廃消火器は引き取れないなど、運用面で課題がありました。

しかし、今回のリサイクルシステムにより2010年1月から、どこのメーカーの廃消火器でも引き取ることが可能となりました。

2010年以降に製造されている消火器には購入時にリサイクルシールが貼ってあり、それ以前に製造された消火器は、リサイクルシールが貼られていないため、処分時にリサイクルシールを購入し貼る必要があります。

廃消火器の処分方法には大きく3つあります。

①お近くのメーカー営業所に引き渡す。
②お近くの消火器販売店に引取りを依頼する。
③ゆうパックに引取りを依頼する。

このいずれかの方法により廃消火器を処分することが出来ます。

また、リサイクルシール料、各運搬・保管料はリサイクル窓口業者にお問い合わせください。

なお、リサイクル窓口業者は、消火器リサイクル推進センターのホームページで検索してください。

消防サイレン一口メモ

●お昼のサイレンは、点検

一昔前までは、サイレンは火災発生時に消防団員への召集のために鳴らしていました。現在は、消防団員にも消防無線で召集を知らせております。しかし、大きな災害が発生した場合は、注意喚起や警戒態勢を市民に周知するために鳴らします。そのために備え、お昼の時報に併せて点検のため鳴らしております。

●消防車のサイレン

火災時に消防車が出動するときは、サイレン音の「ウーウー」と警鐘の「カンカン」を鳴らし、火災以外の車両事故などの警戒に当たる時や救助活動にあたるさいのサイレン音は「ウーウー」のみで出動します。

これによって、火災とその他の災害出動の区別をしています。

●救急車のサイレン

救急車は、出動時「ピーポー・ピーポー」と鳴らして出動します。傷病者を病院まで迅速かつ確実に搬送するため、サイレンが聞こえた場合には救急車が通りますので注意してください。

少年消防クラブ員と指導員を募集しています。

●お問い合わせ●
留萌消防組合
留萌消防署　予防課　予防係
電話 0164-42-2211
FAX 0164-43-5153

古い消火器は使わないで下さい。